

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年5月19日
照会部署名 北関東・信越ブロック本部
厚生年金適用支援グループ
照会担当者 黒岩 拓也
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

[業務実施部署の長の確認] 吉沢 契佐紀

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010—002

本部受付番号 No. 2010—623

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

定年再雇用における取り扱いについて

(内容)

標記の取り扱いにつきましては、平成8年4月8日保文発第269号・府文発第1431号により示されておりますが、下記の事案につきまして疑義が生じましたので、ご教示願います。

会社の就業規則により、60歳到達月の末日（4月末日）をもって退職となるが、その後1日の空白もなく、引き続き再雇用される者について、給与の支払が下記のとおりとなっている。

- ・ 給与の支払は20日締めで当月末払い
- ・ 4月21日～5月20日（5月末支払）分が1ヶ月分として、従前の給与で支払われる
- ・ 5月21日～6月20日（6月末支払）分からは、変更後の下がった給与で支払われる

- ・上記の給与支払については、就業規則等に規定なし

このようなケースの場合、資格取得届に記載する報酬月額をどのように記載すればよいか。

(対応案)

- ① 5月1日付の再取得提出の段階で、6月末支払（5月21日～6月20日）分に基づく報酬月額を記載する。
- ② 喪失・再取得による取り扱いによらず資格を継続し、6月以降の支払で月額変更該当となれば月額変更届を提出する。

(ブロック本部回答)

定年再雇用にかかる特例的な取り扱いの主旨が、新たな賃金を基に標準報酬月額の決定を行わないと被保険者に著しい不利益をもたらすことによるものであること、5月1日付再取得であった場合に5月分の保険料は6月末の支払となること等を考慮すると、①による取り扱いが妥当であると思料します。

回答日 平成22年5月17日

回答部署名 北関東・信越ブロック本部適用・徴収支援部
厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（厚生年金適用支援グループ長）
吉沢 契佐紀

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

特別支給の老齢厚生年金の受給権者であって、定年による退職後に継続して再雇用される者については、退職金の支給、給与の大幅減、身分関係又は職務内容の変更など雇用契約上、同一の契約が継続していると見なしがたい場合であって、新たな賃金を基に標準報酬月額の決定を行わないと被保険者に著しい不利益を来すと見なされる場合にあっては、使用関係が一旦中断したものと見なし、資格喪失・取得手続きを行うこととしているところである。

この取扱いについては、便宜的なものとはいえ、被保険者の資格喪失及び資格取得を伴うものであることから、厚生年金保険法第22条の規定により、再雇用された日現在の報酬の額に基づき決定することとなる。

したがって、ご照会の事例については、ブロック本部の見解とは異なり、②により取り扱うこととなる。

なお、嘱託として再雇用された者の被保険者の取扱いについては、平成22年8月16日付け情2010-74（Q&A）及び平成22年9月3日付け厚年情2010-86（マニュアル）により、平成22年9月1日以降の取扱いが明示されているので、併せて確認されたい。

回答日 平成22年10月13日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導
回答作成者 (一般) 村上 泰史
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長)

山上